

下関市立大学教学 I R 推進室設置要綱

令和 5 年 9 月 2 7 日制定

(設置)

第 1 条 下関市立大学における内部質保証の方針と手続き（令和 3 年 3 月 1 8 日学長裁定）及び下関市立大学における教学マネジメントの基本方針（令和 3 年 3 月 1 8 日学長裁定）に基づき、下関市立大学教学マネジメント会議（以下「教学マネジメント会議」という。）の下に下関市立大学教学 I R 推進室（以下「I R 推進室」という。）を置く。

(目的)

第 2 条 I R 推進室は、教学マネジメント会議が下関市立大学の教育に関する客観的なデータを根拠として教育内容の改革を行うため、教学マネジメント会議の依頼を受けて学内外の必要な情報を収集及び分析し、意見を述べることを目的とする。

(業務)

第 3 条 I R 推進室は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 教学に関するデータ収集及び管理に関すること。
- (2) 収集したデータを分析すること。
- (3) 分析した結果を教学マネジメント会議に報告すること。
- (4) その他下関市立大学の教学 I R に関すること。

(組織)

第 4 条 I R 推進室は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 室長 学長が指名した者
 - (2) 室員 学長が指名した者
- 2 室長の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

(事務)

第 5 条 I R 推進室に関する事務は、学務部教務課において行う。

(雑則)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、I R 推進室の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 5 年 1 0 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行後初めて指名された第 4 条第 1 項第 1 号の室長の任期は、第 4 条第 2 項の規定にかかわらず、令和 7 年 3 月 3 1 日までとする。